

自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

I 工事概要

1. 工事名：令和7年度皇居外苑清水門標識再整備工事
2. 工事場所：東京都千代田区
3. 工期：令和7年11月28日まで
4. 工事内容：
 - ①公園施設撤去工 総合案内標識撤去1基、注意標識撤去1基
 - ②サービス施設整備工 総合案内標識1基

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する□欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 適用基準等

- (1) 自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）（環境省）
- (2) 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- (3) 自然公園等工事施工管理基準（国土交通省）
- (4) 写真管理基準（案）（国土交通省）
- (5) 工事完成図書の電子納品等要領（国土交通省）

IV 特記事項

1. 地域事項の概要
 - (1) 自然公園法による地域地種区分－公園－地域（地区）
 - (2) 自然公園法による車馬の乗り入れ規制区域
 - (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区、特別保護区域
- (4) 文化財保護法による史跡名称天然記念物
 - 1) 国指定特別史跡 江戸城跡
 - 2) 埋蔵文化財包蔵地
- (5) 森林法による保安林
- (6) 海岸法による海岸保全区域
- (7) 砂防法による砂防指定地
- (8) 河川法による河川区域及び河川保全区域

2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは（□A1、 A3）とする。
- (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は（ 必要、□ 不要）とする。
- (3) 工事写真は、（ A4 版、□ 版）の工事写真帳に整理して 1 部提出する提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- (4) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（環境省ホームページに掲載（毎年 2 月改正））において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excel ファイルで作成し、提出する。

3. 施工条件 ※該当しない箇所の詳細事項（a～）は省略できるものとする。

- (1) 工事全般関係
 - ①各種積算の取組： ②積算補正：DIS(1)-3、完全週休 2 日（土日）
 - ③調査対象工事： ④余裕工期の設定：
- (2) 工程関係
 - ①影響を受ける他の工事
 - ②自然的・社会的条件による制約
 - ③関連機関との協議による制約
 - a. 関連機関：文化庁
 - b. 制約内容：（図面 2/6）埋蔵文化財包蔵地であり、文化財保護法第 94 条第 1 項に基づく文化庁への通知が必要
（図面 3/6 と図面 4/6）特別史跡江戸城跡であり、文化財保護法第 168 条第 2 項に基づく文化庁長官の同意を得ることが必要。
 - c. 未成立の場合における成立見込時期：6 月頃
 - ④占用物件（地下物件、架空線など）・埋蔵文化財等の事前調査・移設
 - ⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業不能日数
- (3) 用地関係
 - ①用地の取得未了
 - ②保安林解除や用地規制等

- ③官民境界の未確定部分
- ④用地の借地及び官有地等の使用

(4) 環境対策関係

- ①自然環境及び景観等保全のための制約
- ②公害防止のための制限
- ③水替、流入防止施設
- ④濁水、湧水等の特別処理
- ⑤事業損失懸念

(5) 安全対策関係

- ①交通安全施設等の指定
- ②交通誘導警備員の配置
- ③対策をとる必要がある他施設との近接工事
- ④防護施設等
- ⑤保安設備及び保安要員の配置
- ⑥発破作業等の制限
- ⑦有害ガス及び酸素欠乏等の対策
- ⑧高所作業の対策
- ⑨砂防工事の安全確保対策

(6) 工事用道路関係

- ①一般道路の搬入路使用
- ②仮道路の設置
- ③工事用道路の使用制限

(7) 仮設備関係

- ①他の工事に引き継ぐ場合
- ②引き継いで使用する場合
- ③構造及び施工方法の指定
- ④設計条件の指定
- ⑤除雪

(8) 建設副産物関係

①建設副産物情報交換システムの活用

監督職員への報告は、当該システムで作成した再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）により行うものとする。

②建設発生土情報交換システム登録対象

受注者は、発注者が当該システムに登録した情報について、発注後情報の更新を行うものとする。

③再生資材の活用の明示

④建設リサイクル法対象工事

a. 本工事は、特定建設資材を用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

b. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法		
工程	作業内容	分別解体等の方法
仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
土工	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
基礎	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体構造	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体付属品	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
その他（）	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

c. 特定建設資材廃棄物の搬出

再資源化等をする施設の名称及び所在地		
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	協議による	
建設発生木材	協議による	

d. 受注者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

⑤建設発生土の受入地への搬出

⑥建設発生土の他工事への搬出

⑦他工事からの建設発生土利用

⑧土壤汚染対策法の届出

(9) 工事支障物件関係

①占用物件等の工事支障物件

(10) 薬液注入関係

- ①薬液注入
- (11) 現場環境改善費
 - ①率計上内容
 - ②積上計上内容：
- (12) その他
 - ①工事用資機材の保管及び仮置き（製作工事及び他工事との工程調整等）
 - ②工事現場発生品
 - ③支給品・貸与品
 - ④新技術・新工法・特許工法の指定
 - ⑤指定部分の引き渡し
 - ⑥部分使用
 - ⑦給水
 - ⑧現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置
 - 可 設置条件：協議による。
 - 不可 想定休憩場所等：
 - ⑨監督職員事務所の設置
 - ⑩工事用水及び工事用電力の構内既存設備
 - a.工事用水： 利用できる（ 有償、 無償）、 利用できない
 - b.工事用電力： 利用できる（ 有償、 無償）、 利用できない
- ⑪資材置場や作業場等
 - a.場所：協議による。 b.期間：工事期間

4. 土工

- (1) 土砂のダンプトラック運搬に関しては、必ずシート掛けを行う。
- (2) 土砂を仮置きする場合は、降雨等により周辺の植生帯に流失し、植物に影響を及ぼすことのないように、シート掛け等の適切な対策を講じる。
- (3) 植生保護及び土壤の固結防止を図るために、以下に場所においては重機等の出入りは避ける。
(図示： 、)
- (4) 土工における運搬および敷均し等については、含水比の高い状態で作業を行ってはならない。
- (5) 搬入する土砂は、地域生態系保全の観点から、以下の条件のものとする。
(条件：)

5. 無筋・鉄筋コンクリート

- (1) 鉄筋の種類は下記による。

鉄筋名称	種類	径(mm)	適用箇所

- (2) 鉄筋の継手方法は以下のものとする。
- ①重ね継手：部位（）、径（）
- ②ガス圧接：部位（）、径（）
- ③ ：部位（）、径（）
- (3) 鉄筋圧接完了後の試験は以下のものとする。
 （□超音波試験、□引張試験）
- (4) 鉄筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 Fc(N/mm ²)	スランプ	適用箇所

- (5) 積筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 Fc(N/mm ²)	スランプ	適用箇所
18	8	基礎コンクリート、根巻コンクリート

- (6) セメントの種類は下記による。

種類	適用箇所
普通ポルトランドセメント	基礎コンクリート、根巻コンクリート

- (7) コンクリートミキサーの清掃により生じる汚濁水は、公園区域外に搬出し適正に処理する。

6. 材料

- (1) 以下の工事材料は、見本又は品質を証明する資料について、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受ける。
- （ JIS マーク表示品以外全て、□ ）
- なお、鋼材に使用する金物は全て JIS マーク表示品とする。
- 1) スチール (SS400 STK400)
 - 2) ステンレス (SUS304)
 - 3) アルミ板 (A5052)
 - 4) アルミ型材 (A6063)
 - 5) ボルト、ナット、ワッシャー (SUS304)
- (2) 植栽材料については、納入前後どちらかで材料検査をする。また、監督職員の指示があった場合は、納入樹木の根巻きを一部取り外す等により根の状況を確認し、承諾を

得ること。

- (3) 樹木の形状寸法は最小限度を示し、工事完成時点のものを言うが、その許容上限は監督職員と協議のうえ決定する。
- (4) 木材の加圧保存処理は、JIS A 9002「木質材料の加圧式保存処理方法」に準拠すること。また、使用薬剤等については以下のとおりとする。
 - ① 薬剤指定：有（）、無（条件：JWPA の認証同等以上）
 - ②性能区分： JAS もしくは AQ 認定取得工場にて製作するものとする。
- (5) 木材のインサイジング加工は、製材の日本農林規格による。また、インサイジング機は、一般社団法人全国木材検査・研究協会において認定された機種を使用する。
- (6) 木材の加圧処理材を現場において切断等の加工を行う場合は、加工した部分に表面処理用木材保存剤 ((公)日本木材保存協会(JWPA)認定薬剤)で野外での使用が可能な薬品) を塗布する。
- (7) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円柱仕上げを標準とする。
- (8) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- (9) 木材の背割り加工は、材の厚みの（ 1/2、 ）とする。
- (10) 工事現場搬入時における木材の含水率を指定する場合は、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が以下の数値以下とする。
(人工乾燥処理： %、 天然乾燥処理： %)

7. 工事共通

- (1) 構造物撤去工
 - ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬出し適正に処理する。
- (2) 仮設工
 - ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。
- (3) 運搬工
 - ① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領（自然環境整備担当参事官通知、平成 22 年 10 月 8 日）に基づき、輸送計画書（飛行計画及び安全管理計画等）を監督職員へ提出すること。
 - ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。

8. 基盤整備

- (1) 石積工の練積において、目地モルタルの施工は深目地とする。

9. 植栽

- (1) 植栽後に、防寒・対乾燥養生等が必要となった場合は、監督職員と協議する。

- (2) 支柱丸太の防腐処理は以下のとおりとする。

①防腐処理：有・無

②防腐処理方法：

- (3) 張芝部の客土（床土・目土）は、以下の条件のものとする。

①客土材：

10. 施設整備

- (1) 石材・平板・レンガ・タイル等を材料とする以下の舗装については、設計図に基づいて割り付け図を作成し（伸縮目地を含む）、監督職員の承諾を得る。

①舗装種類：

- (2) 以下の舗装については、試験施工を行い監督職員の承諾を得なければならない。

①舗装種類：

- (3) コンクリート構造物の端部及び角部は、図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。

- (4) 施設の設置にあたり、詳細位置等について監督職員の立ち会いにより決定するものは、以下のとおりとする。

①施設種類：総合案内標識

- (5) 標識塗装色については、サンプルを提示し、監督員の承認を得たのち施工すること。

- (6) 標識表示について、情報内容、レイアウト及び色彩指定は設計図及び別途データによる。受注者はこれをもとに版下もしくは最終表示データを作成するものとする。

なお、情報内容及びレイアウトについては、版下もしくは校正刷りを提出し、監督員の承認を得ること。また、色彩については、色見本又は校正刷りを提出し、監督職員の承認を得ること。

■11. 週休2日制試行対象工事

(1) 本工事は、建設工事における週休2日制の試行対象工事である。

(2) 完全週休2日（土日）の考え方

i) 対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

- ii) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- iii) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(3)総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- i) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- ii) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- iii) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- iv) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

(4)工事工程の共有

- i) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- ii) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- iii) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- iv) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

(5)現場閉所の達成状況及び精査

現場閉所の達成状況を確認後に完全週休2日（土日）が未達成のもの又は完全週休2日（土日）の取組を希望しないものは、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。（労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。）

また、提出された工程表が月単位の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わない。

12. その他

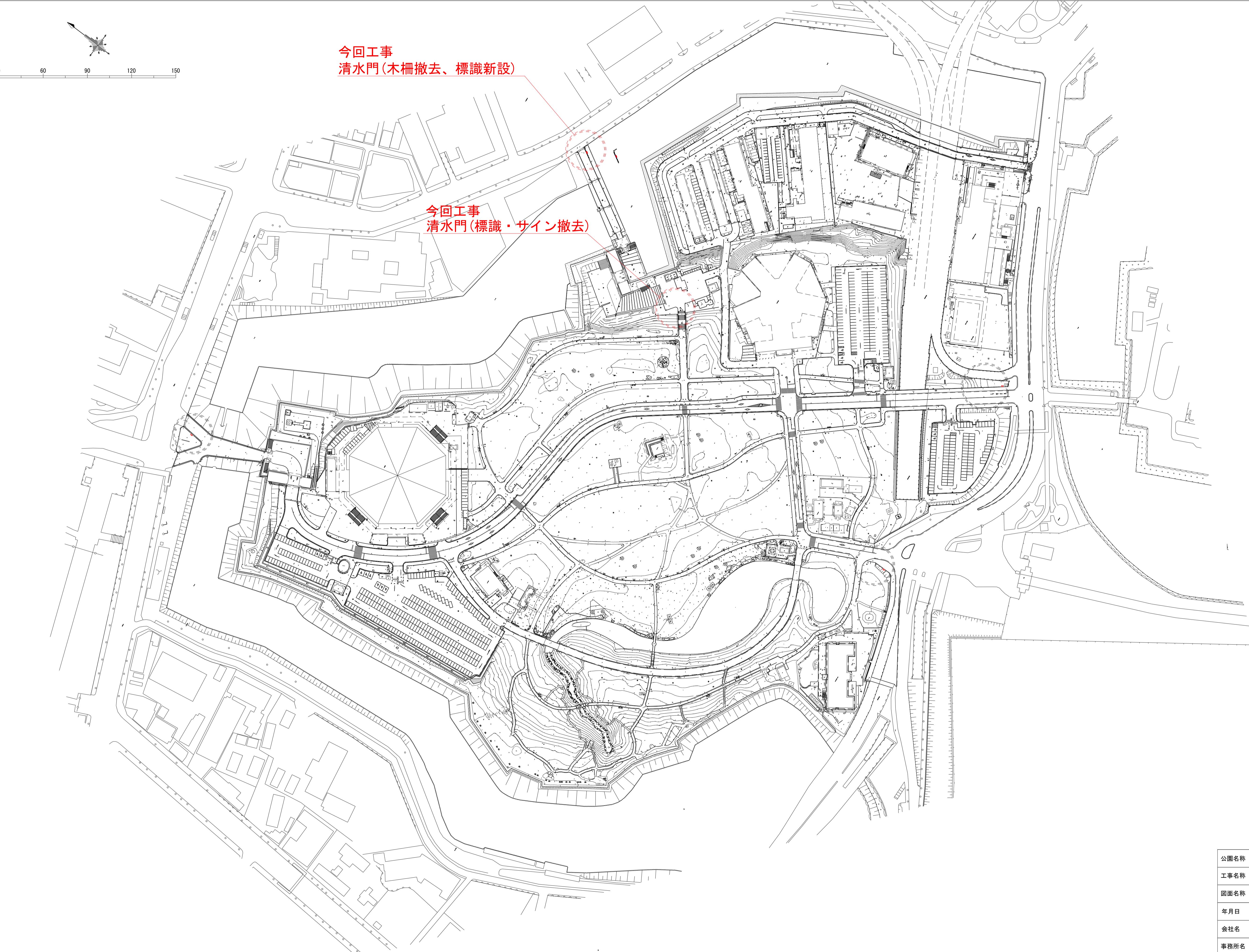
- (1) 史跡における工事であることから、千代田区もしくは文化庁担当者が立会いを希望した場合は対応すること。
- (2) 施工にあたっては、皇居外苑工事作業心得を遵守すること。

令和 7 年度皇居外苑
清水門標識再整備工事

令和 7 年 4 月

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所

位置図



撤去平面図 (清水門)-1

種別	細別	規格	単位	数量	備考
施設撤去工	総合案内標識撤去	W1950×H2280	基	1.0	
	注意サイン撤去	W900×H1500	基	1.0	
	注意標識撤去	W1750×H2025	基	1.0	

注意サイン撤去 N=1基

注意標識撤去 N=1基

総合案内標識撤去 N=1基

15.95°

◦16.80

◦18.43

◦18.33

Cb

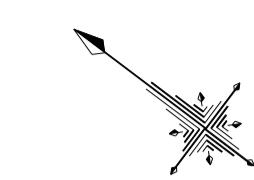
◦16.03

雨

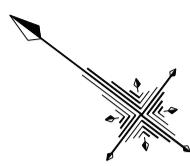
汚

汚

公園名称	皇居外苑
工事名称	令和7年度皇居外苑清水門標識再整備工事
図面名称	撤去平面図 (清水門)-1
年月日	令和7年4月
会社名	
事務所名	環境省自然環境局 皇居外苑管理事務所



撤去平面図 (清水門)-2

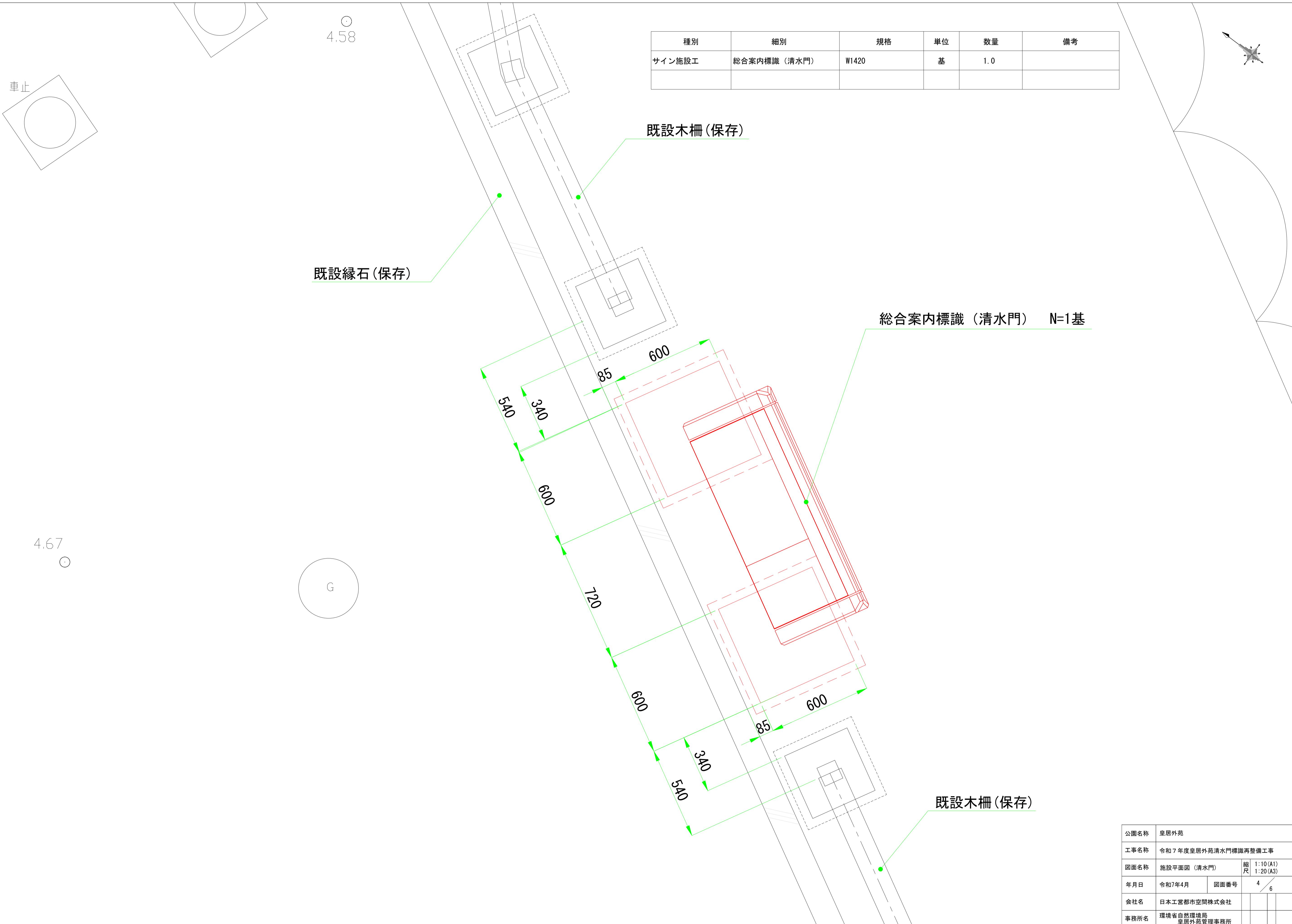


種別	細別	規格	単位	数量	備考
施設撤去工	木柵撤去	H800	m	3.0	基礎1個含む



公園名称	皇居外苑
工事名称	令和7年度皇居外苑清水門標識再整備工事
図面名称	撤去平面図 (清水門)-2
	縮尺 1:25 (A1)
年月日	令和7年4月
会社名	日本工営都市空間株式会社
事務所名	環境省自然環境局 皇居外苑管理事務所

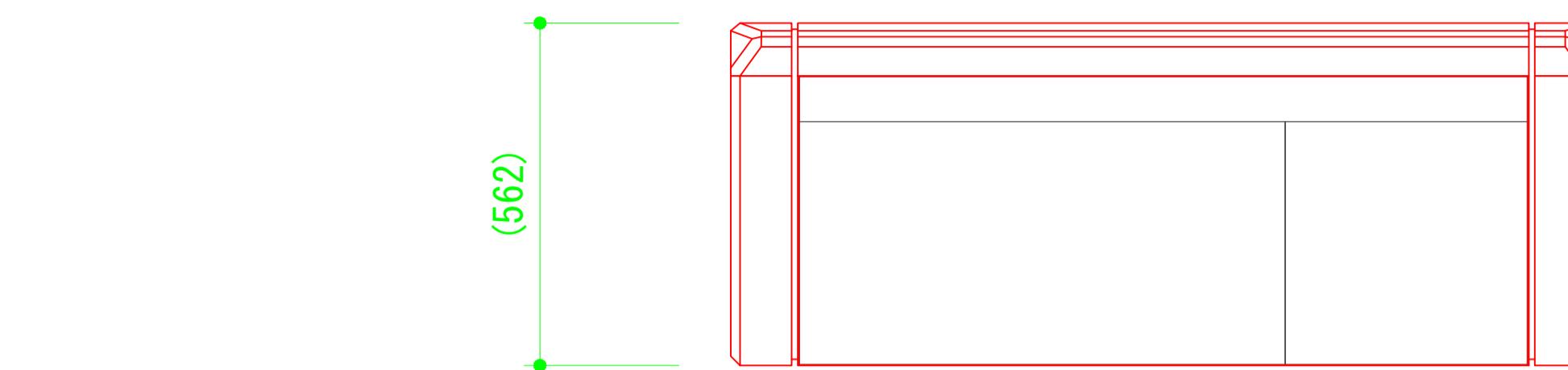
施設平面図 (清水門)



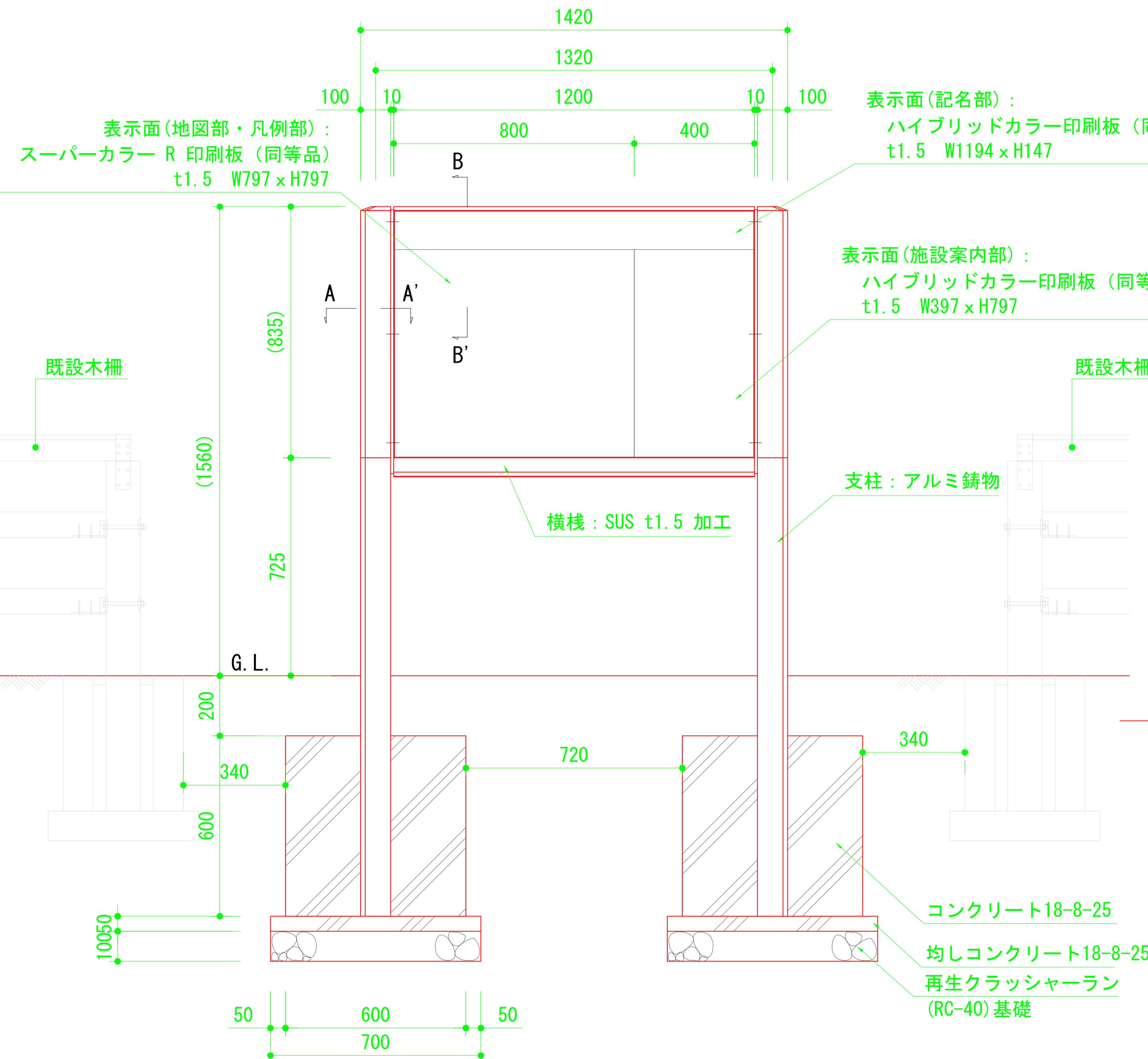
種別	細別	規格	単位	数量	備考
サイン施設工	総合案内標識 (清水門)	W1420	基	1.0	

公園名称	皇居外苑		
工事名称	令和7年度皇居外苑清水門標識再整備工事		
図面名称	施設平面図 (清水門)	縮尺	1:10(A1) 1:20(A3)
年月日	令和7年4月	図面番号	4 / 6
会社名	日本工営都市空間株式会社		
事務所名	環境省自然環境局 皇居外苑管理事務所		

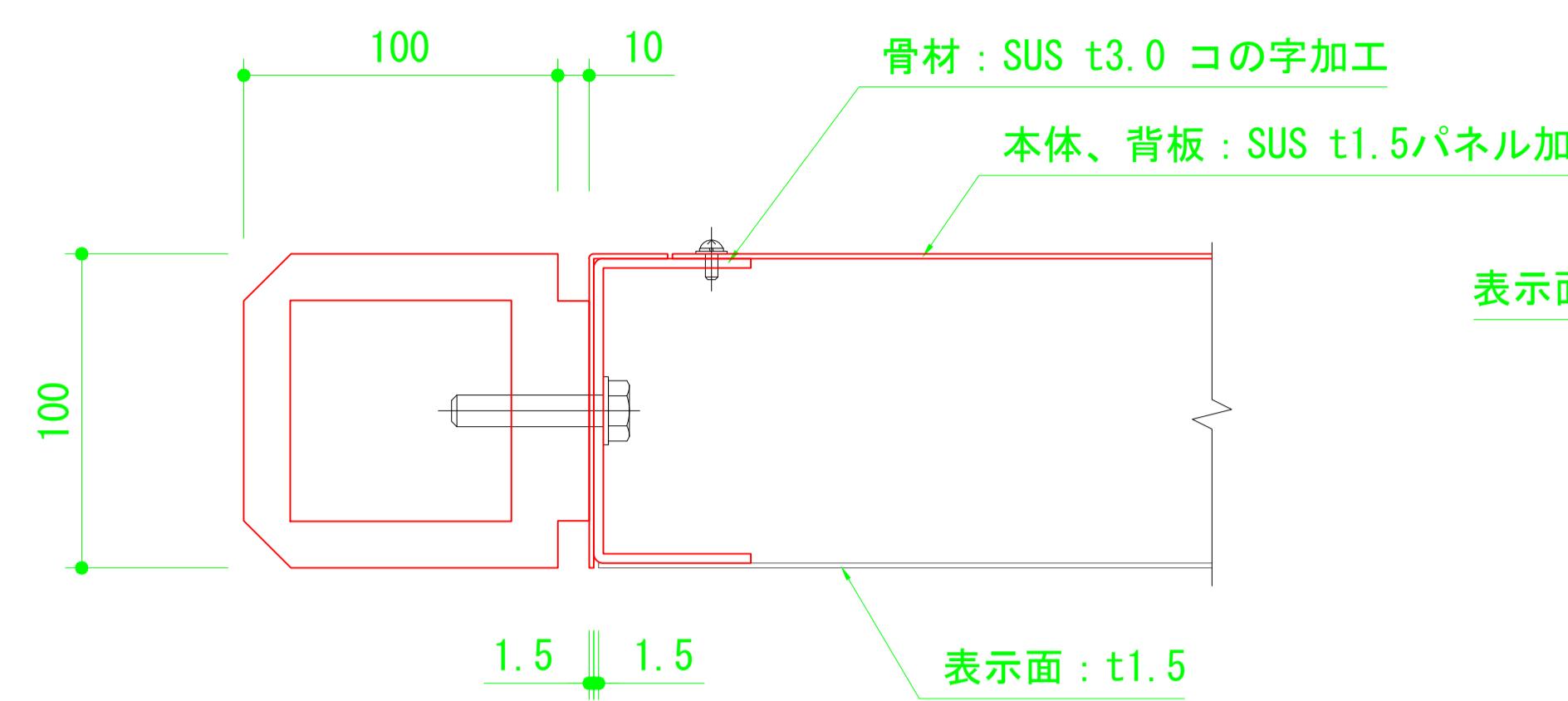
総合案内標識詳細図(清水門)



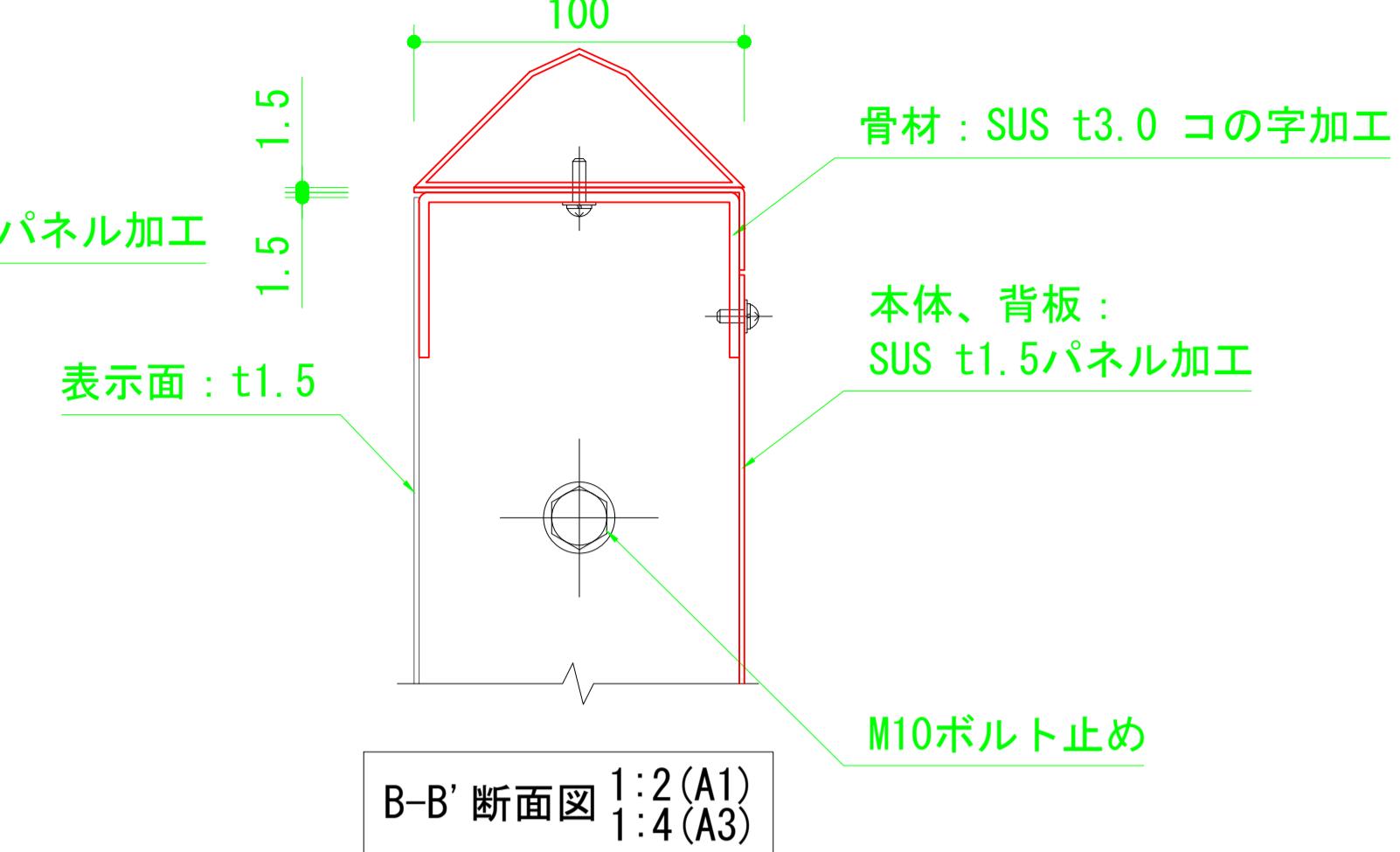
平面図 1:10(A1)
1:20(A3)



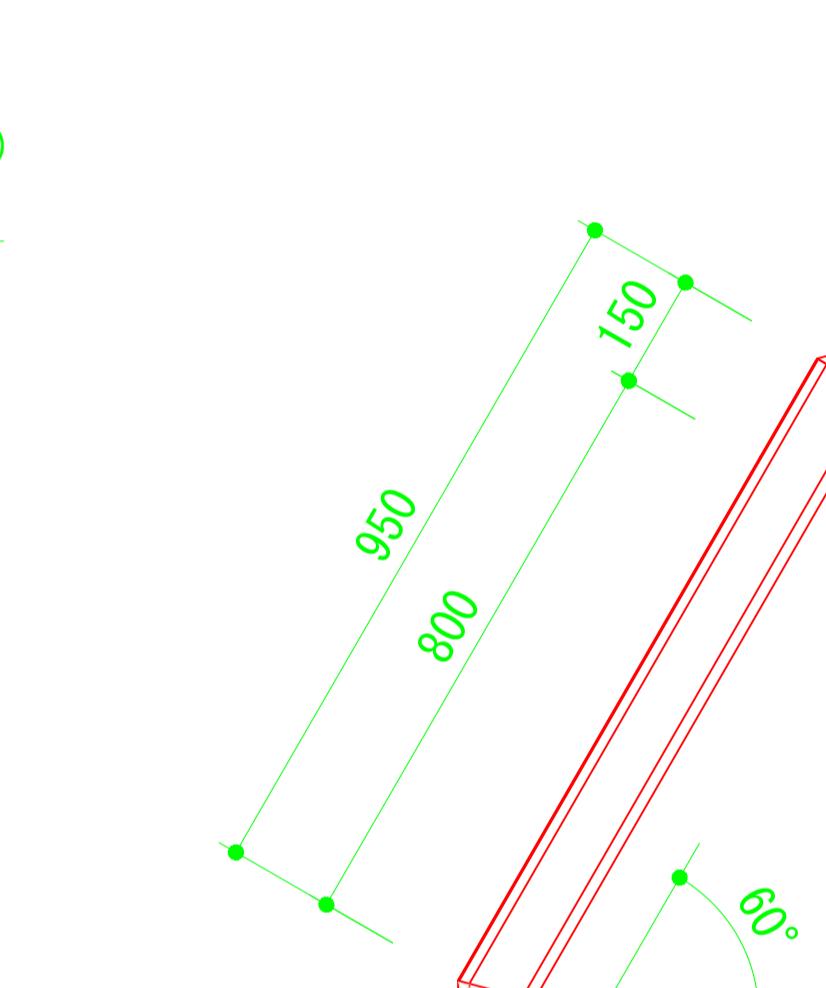
正面図 1:10(A1)
1:20(A3)



A-A' 断面図 1:2(A1)
1:4(A3)



B-B' 断面図 1:2(A1)
1:4(A3)



側面図 1:10(A1)
1:20(A3)

[特記事項]

*部材寸法は標準値とする。

*(-社)日本公園施設業協会賠償責任制度による、賠償責任保険加入製品と同等以上の製品とする。

*(-社)日本公園施設業協会が認定した「SPL表示認定企業」の設計・製造・販売製品と同等以上の製品とする。

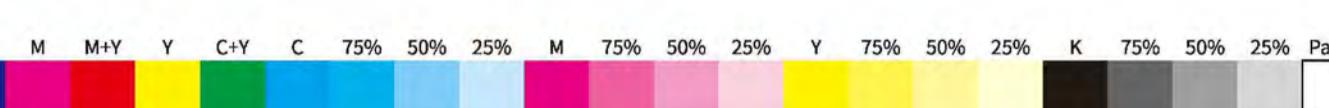
公園名称	皇居外苑		
工事名称	令和7年度皇居外苑清水門標識再整備工事		
図面名称	総合案内標識詳細図 (清水門)		
年月日	令和7年4月	図面番号	5 / 6
会社名			
事務所名	環境省自然環境局 皇居外苑管理事務所		

表示指定図（清水門）

1194

797

397



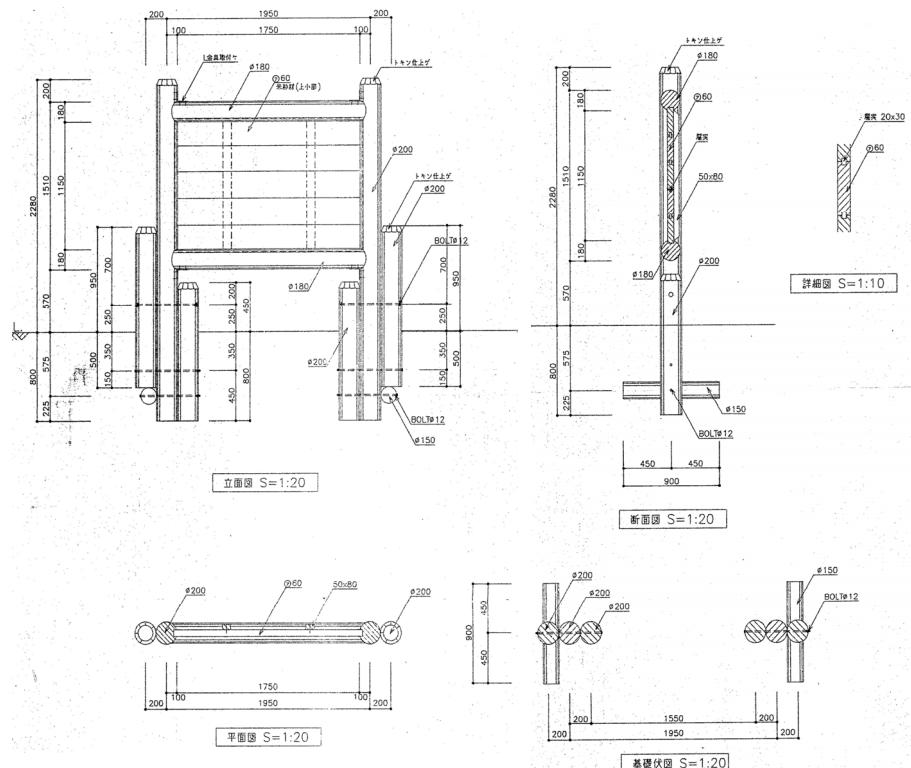
出力見本紙の色と実際に制作する表示板の色は、印刷の仕様上若干異なる場合があります。

ベース色 : DIC333 近似色
公園公式アプリ 改訂中のため QR コード変更予定

公園名称	皇居外苑		
工事名称	令和7年度皇居外苑清水門標識再整備工事		
図面名称	表示指定図（清水門）		縮尺 -
設計年月	令和7年4月	図面番号	6 / 6
会社名			
事務所名	環境省自然環境局 皇居外苑管理事務所		

算式根拠となる構造図

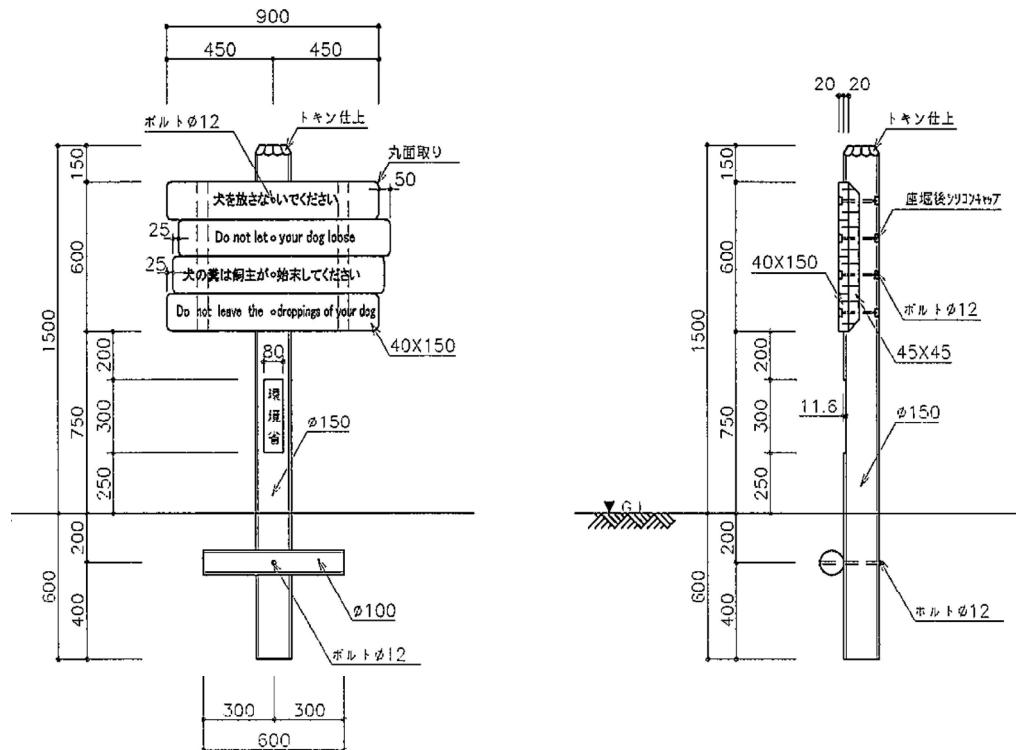
10 基 当り



名 称	算 式	単位	数 量
構造物取壊し 木材			
Φ 200	(0.2*0.2*3.14*1/4*(2.28+0.8+0.95+0.5+0.45+0.8)*2)*10	m3	3.630
Φ 180	(0.18*0.18*3.14*1/4*1.95*2)*10	m3	0.992
Φ 150	(0.15*0.15*3.14*1/4*0.9*2)*10	m3	0.318
t60	(1.15*1.75*0.06)*10	m3	1.208
50×80	(0.05*0.08*1.15*2)*10	m3	0.092
合計	3.630+0.992+0.318+1.208+0.092	m3	6.240
木材廃材	3.630+0.992+0.318+1.208+0.092	m3	6.240
鋼材撤去 Φ 12 (丸鋼 0.888kg/m)	(0.2*3*4+(0.2*2+0.15)*2)*0.888*10	kg	31.080

算式根拠となる構造図

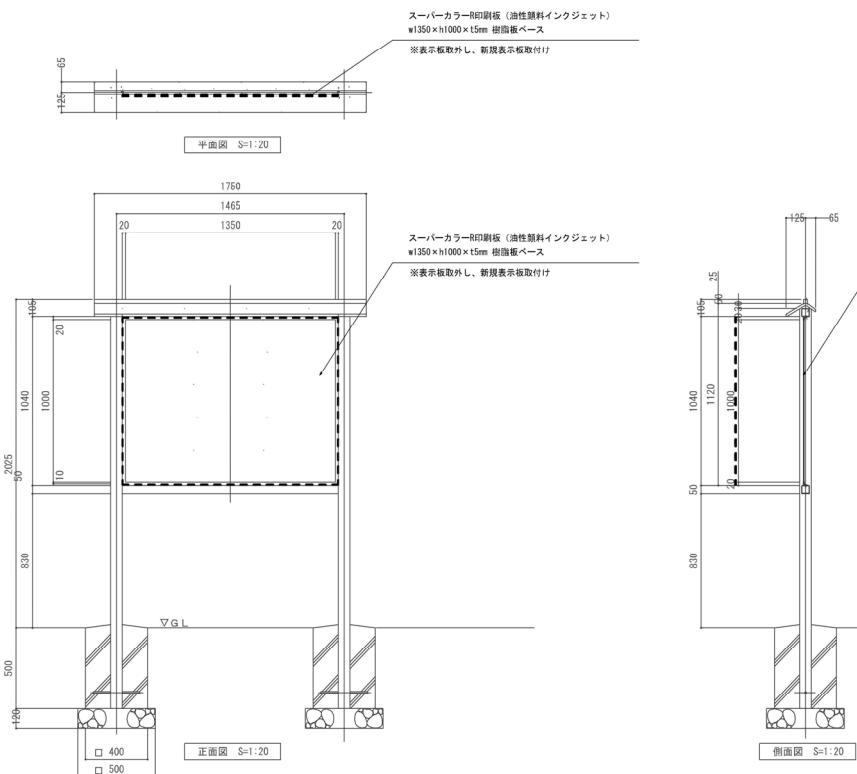
10 基 当り



名 称	算 式	単位	数 量
構造物取壊し 木材			
φ150	$0.15 \times 0.15 \times 3.14 \times 1/4 \times (1.5 + 0.6) \times 10$	m ³	0.371
φ100	$0.1 \times 0.1 \times 3.14 \times 1/4 \times 0.6 \times 10$	m ³	0.047
40×150	$0.9 \times 0.6 \times 0.04 \times 10$	m ³	0.216
45×45	$0.045 \times 0.045 \times 0.6 \times 2 \times 10$	m ³	0.024
合計	$0.371 + 0.047 + 0.216 + 0.024$	m ³	0.658
木材廃材	$0.371 + 0.047 + 0.216 + 0.024$	m ³	0.658
鋼材撤去 φ12 (丸鋼0.888kg/m)	$(0.15 + 0.1 + 0.15 \times 4) \times 0.888 \times 10$	kg	7.548
	延長 × 0.888kgに修正しました		

算式根拠となる構造図

10 基 当り



名 称	算 式	単位	数 量
構造物取壊し 無筋コンクリート	$(0.4*0.4*0.5 - 0.075*0.075*0.5)*2*10$	m ³	1.543
コンクリート廃材 無筋	$(0.4*0.4*0.5 - 0.075*0.075*0.5)*2*10$	m ³	1.543
混合廃棄物 柱 75□	$0.075*0.075*(2.025+0.5)*2*10$	m ³	0.284
横桿 50□	$0.05*0.05*(1.35+0.02*2)*2*10$	m ³	0.070
屋根 t2.0mm想定	$(0.125+0.065)*1.75*0.002*10$	m ³	0.007
印刷板	$1.35*1.0*0.005*10$	m ³	0.068
合計	$0.284+0.070+0.007+0.068$	m ³	0.429

木柵撤去		2スパン+基礎1個	6
		算式根拠となる構造図	10 m 当り
名 称		算 式	単位 数 量
構造物取壊し			
無筋コンクリート		$(0.4 \times 0.4 \times 0.45 - 0.115 \times 0.115 \times 0.45) \times (10 / 1.5)$	0.440 m ³ 0.440
コンクリート廃材			
無筋		$(0.4 \times 0.4 \times 0.45 - 0.115 \times 0.115 \times 0.45) \times (10 / 1.5)$	0.440 m ³ 0.440
構造物取壊し 木材			
支柱 115×115		$(0.115 \times 0.115 \times 1.165) \times (10 / 1.5)$	0.103 m ³
横木 85×85		$(0.085 \times 0.085 \times 1.385 \times 2) \times (10 / 1.5)$	0.133 m ³
笠木 145×85		$(0.145 \times 0.07 + 0.145 \times 0.015 \times 1/2) \times 10$	0.112 m ³
木材廃材			
合計		0.103 + 0.133 + 0.112	0.348 m ³ 0.348
鋼材撤去	7.8t/m ³		
A部		$((0.12 + 0.06) \times 0.05 \times 0.006) \times 4 \times (10 / 1.5) \times 7.8 \times 1000$	11.232 kg 11.232

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
本工事費						
公園工事						
施設撤去工	式	1.000			1号内訳書	
サービス施設整備工	式	1.000			3号内訳書	
直接工事費				-		
共通仮設費(率分)	式	1.00				
純工事費						
現場管理費	式	1.00				
工事原価	式					
一般管理費等	式	1.00				端数処理
工事価格	式			-		
消費税相当額	式	10%		-		
請負金額				-		

施設撤去工

内訳書

1号

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
総合案内標識撤去 W1950×H2280	基	1.0				
注意サイン撤去 W900×H1500	基	1.0				
注意標識撤去 W1750×H2050	基	1.0				
木柵撤去 W3000	m	3.0				
廃材処分	式	1.0			7号代価表	
計	式	1.0		-		

サービス施設整備工

内訳書

3号

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
総合案内標識（清水門） W1420, H1560、新設	基	1.0			15号代価表	
計	式	1.0				

廃材処分

代価表

7号

1式

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 頓	摘 要	備 考
廃材・収集運搬(2tトラック) 片道75km以下	回	1.000				
廃材処分費 コンクリート無筋、30cm以下	t	0.673				
廃材処分費 木くず	t	0.437				
廃材処分費 金属くず	t	0.007				
廃材処分費 混合廃棄物	t	0.011				
計						
1式当たり						

総合案内標識（清水門）
W1420, H1560、新設

代価表

15号

1基

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要	備 考
床掘(人力)	m3	2.117				
埋戻し <small>小規模、土砂、バッカウ（ヨーフ型）山積み0.2m3（平積み0.2m3）、ランマ質量60~80kg</small>	m3	1.534				
残土処分 <small>敷き均し（ルース）、標準（10,000m2未満）、障害無</small>	m3	0.583				
基面整正	m2	0.980				
基礎碎石（RC-40, t100） <small>7.5cmを超える12.5cm以下、再生クラッシュラン40~0</small>	m2	0.980				
均しコンクリート18-8-25 <small>18-8-25（高炉）、基礎碎石あり、一般養生・特殊養生（練炭）</small>	m3	0.049				
型枠 一般型枠、均しコンクリート	m2	0.280				
コンクリート18-8-25 <small>18-8-25（高炉）、基礎碎石あり、一般養生・特殊養生（練炭）</small>	m3	0.420				
型枠 小型構造物	m2	2.880				
総合案内標識 W1420, H1560	基	1.000				
総合案内標識設置費	基	1.000				
計						
1基当たり						